

社会基盤メンテナンスサポーター事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、岐阜県が管理する道路（以下「県道等」という。）において、安全で快適な交通を確保するため、道路及びその附属物（以下「道路施設等」という。）の点検等を行う社会基盤メンテナンスサポーター（以下「MS」という。）のボランティア活動により、県民一体となった道路施設等の点検体制を確立し、道路事故の防止並びに道路施設等の長寿命化の推進に必要な事項を定めるものとする。

(活動内容)

第2条 本制度での活動内容は、道路施設等の点検とその結果の報告、落石や穴ぼこ等の緊急対応を要する事項についての情報提供、まちづくり提言とする。なお、活動の報酬は、無償とする。

(MS)

第3条 MSは、本制度の趣旨を理解し、責任を持って適切かつ継続的に活動いただける個人とし、次の各号の全てに適合する者より募集する。

- (1) 岐阜県内に在住または在勤する者
- (2) 1年に1回以上前条に掲げる活動ができる者
- (3) 未成年者の場合、保護者の同意が得られる者

(MSの募集)

第4条 道路維持課長は、原則、公募によりMSを募集するものとする。

(MSの応募)

第5条 MSに応募する者は、必要事項を記入した申込書（別紙様式1号）により道路維持課又は土木事務所に応募するものとする。

(講習の実施)

第6条 土木事務所長は、MSに応募する者に対し道路施設等の点検活動等に必要な知識を習得するための講習を行うものとする。なお、道路パトロールに関する専門的な技術力を有すると認められる「道路管理支援士」、「社会基盤メンテナンスエキスパート」等の資格保有者、「岐阜県防災モニター」の登録者及び、道路維持管理業務の経験者については、講習の受講を省略することができる。

2 MSに応募する者は、活動する県道等の区域を定め、活動区域届（別紙様式2号）を土木事務所へ提出するものとする。

(MSの委嘱)

第7条 土木事務所長は、活動に先立ち、講習を受講しMSとして適切な者をMSに委嘱するものとする。

2 土木事務所長は、委嘱に際し、委嘱状（別紙様式3号）、身分証明書（別紙様式4号）及び路線図を交付するものとする。

3 土木事務所長は、委嘱したMSの氏名、点検対象路線等を記載したMS名簿（別紙様式5号）を作成し道路維持課長へ報告するものとする。

(委嘱の期間)

第8条 MSの委嘱の期間は原則3年とし、年度途中で委嘱する場合の委嘱期間は、委嘱した日から翌々年度末までとする。

2 道路維持課長は、委嘱から3年が経過したMSに対し、委嘱から3年が経過する旨を通知するものとし、MSから活動終了の申し出が無い場合は、委嘱期間終了年度の次年度4月1日を委嘱日として、第7条の2の規定に基づく委嘱を行うものとする。

(活動に対する支援)

第9条 道路維持課長は、MSの活動開始にあたり、ボランティア保険に加入する手続きを行い、保険料等を負担するものとする。

2 土木事務所長は、活動に際し、帽子、安全ベスト等活動に必要な物品を支給するものとする。

(活動での留意事項)

第10条 土木事務所長は、MSの活動にあたり、次の事項に留意させるものとする。

- (1) 身分証明書を携帯するとともに、支給された帽子、安全ベストを着用すること。
- (2) 夜間は実施しないこと。
- (3) 道路交通の支障になると思われる路上障害物、損傷等がある場合には、除却等の現場対応は行わず、次条第1項に限らず直ちに土木事務所へ電話連絡すること。
- (4) 活動にあたり問題が発生したときは、直ちに土木事務所へ電話連絡すること。

(活動の報告等)

第11条 MSは、道路施設等の点検を実施したときは、点検結果報告書(別紙様式6号)により土木事務所長に電子メール、ファクシミリ、郵送等により報告するものとする。ただし、汎用電子申請基盤(Logoフォーム)による報告は別紙様式6号の記入は不要とする。

2 土木事務所長は、MSからの連絡受付窓口を設置し、MSにその担当者を周知するものとする。

3 土木事務所長は、点検結果報告書による報告を受けた場合、対応方針が決定しだい、MSにその方針、方法等について対応報告を行うものとする。

4 土木事務所長は、MSからの報告、連絡内容について受付処理データベースにおいて受付状況及び対応について適切に管理を行うものとする。

5 土木事務所長は、MSとの意見交換を行う場を設けるなどをし、本制度の向上について検討するものとする。

(変更の届け等)

第12条 MSは、申込書に記載された事項に変更があったときには、社会基盤メンテナンスサポーター変更届(別紙様式7号)を土木事務所長に提出するものとする。

2 MSは、諸事情によりMSの活動が困難になった場合は、社会基盤メンテナンスサポーター終了届(別紙様式8号)を土木事務所長に提出するものとする。

(委嘱の取り消し)

第13条 土木事務所長は、次のいずれかに該当するときはMSの委嘱を取り消すものとする。

- (1) MSが委嘱の要件を欠くに至ったとき。
- (2) MSとしてふさわしくない行為があったとき。
- (3) MSとして適当でないと認められるとき。

(委嘱の終了)

第14条 土木事務所長は、MSから社会基盤メンテナンスサポーター終了届(別紙様式8号)の提出があったときは、委嘱を終了するものとする。

(個人情報の保護)

第15条 道路維持課長及び土木事務所長は、MSの応募及びその活動により知り得た個人情報を個人情報保護に関する法律施行条例に基づき責任をもって管理しなければならない。

附 則

この要綱は、平成21年 7月24日から施行する。
 この要綱は、平成23年 7月 1日から施行する。
 この要綱は、平成25年 6月 1日から施行する。
 この要綱は、平成28年 4月22日から施行する。
 この要綱は、平成30年 1月22日から施行する。
 この要綱は、令和 元年 5月22日から施行する。
 この要綱は、令和 3年12月27日から施行する。
 この要綱は、令和 5年 4月 1日から施行する。
 この要綱は、令和 6年 4月 1日から施行する。
 この要綱は、令和 7年 4月24日から施行する。

別紙様式1号

申 込 書											
フリガナ 氏名						生年月日	昭・平 年 月 日				
住所	〒					申請者が未成年者の場合 保護者氏名・印			印		
TEL						FAX					
E-mail											
既存の情報通報制度等の活動実績の有無				有・無		活動実績「有」の場合 その通報制度名称・活動年数			制度名称		活動年数 年
希望会場 (どれかに○)	① 岐阜	② 大垣	③ 揖斐	④ 美濃	⑤ 郡上	⑥ 可茂	⑦ 多治見	⑧ 恵那	⑨ 下呂	⑩ 高山	⑪ 古川

活動区域届

番号	号	
氏名		
活動区域	対象路線	
	区域	地先 から 地先
概略地図		

委 嘱 状

番号： 号

様

あなたを、社会基盤メンテナンスサポーターに
委嘱します。

任期は令和 年 月 日までとします。

令和 年 月 日

岐阜県 土木事務所長 _____

1. 社会基盤メンテナンスサポーターとは

岐阜県は標高3,000mを超える山々から海拔0mの水郷地帯まで起伏に富んだ地形を有しており、県民の移動・輸送手段は大きく自動車に依存しています。このような社会を支える基盤として、県では、膨大な道路施設を管理しており、その多くが高度経済成長期以降に建設され、今後、高齢化の進行に伴い、劣化・損傷に起因する道路事故の増加、施設の更新費・維持管理費の増大などが懸念されます。

既存の道路施設の長寿命化を図り、施設の更新費・維持管理費を削減するには、施設の劣化・損傷が小さいうちに、早期に対応を行う必要があります。そのために、県では道路パトロールや点検を実施していますが、維持管理のより一層の充実のため、社会基盤メンテナンスサポーターを設置し、官民一体となって県民の安全を確保していこうとするものです。

2. 社会基盤メンテナンスサポーターの任務

普段利用している県道等の道路施設の点検を行っていただくとともに、落石や穴ぼこなど危険箇所を発見した場合は、直ちに土木事務所に通報してください。

3. 情報の報告、通報先

土木事務所(担当課)	所在地	電話番号(内線番号)
____土木事務所(____課)	____市____町____	

身分証明書

番号 ○○○○ 号 氏名 ○○○○
生年月日 昭和○○年○○月○○日 生

上記の者は、岐阜県が管理する道路施設等の点検、危険箇所の通報を委嘱された者（社会基盤メンテナンスサポーター事業実施要領による社会基盤メンテナンスサポーター）であることを証する。

令和○○年○○月○○日
（有効期限 令和○○年○○月○○日）

岐阜県○○土木事務所長 ○○○○ 印

注意事項

1. 活動を行うときは必ず身分証明書を携帯し、関係者から請求があったときは提示してください。
2. 活動を行うときは必ず支給された帽子、安全ベストを着用してください。
3. この身分証明書を他人に貸与し、または譲渡してはいけません。
4. この身分証明書を紛失したときは、速やかに届け出てください。
5. 社会基盤メンテナンスサポーターでなくなったときは、速やかに返却してください。
6. 活動中に問題が発生したときは、直ちに次に電話してください。

連絡先 ○○○-○○○-○○○○ Logoフォーム



[illegible]

点検結果報告書

____土木事務所長 様

点検年月日：令和 年 月 日				時刻:午前、午後 時 分			
点検者氏名：						(電話番号:) (FAX :)	
損傷箇所		市 町 地内					
路線名							
損傷状況							
略図（写真）							
処理事項等	※ 土木事務所で記入する。 ① 報告受理年月日:令和 年 月 日 ② 現場確認年月日:令和 年 月 日 ③ 対応報告年月日:令和 年 月 日 ④ 対応完了年月日:令和 年 月 日						

※点検作業の報告内容を記載願います。

※土木事務所は点検作業の報告を受けた場合、本書処理事項等欄記載の上、写しを返送します。

社会基盤メンテナンスサポーター変更届

令和__年__月__日

__土木事務所長 様

氏名 _____

社会基盤メンテナンスサポーター申込書に記載された事項に次のとおり変更があったので、社会基盤メンテナンスサポーター事業実施要領第 12 条第 1 項の規定により届け出ます。

変更箇所	変更の内容	
	変更前	変更後

社会基盤メンテナンスサポーター終了届

令和__年__月__日

__土木事務所長 様

氏名 _____

社会基盤メンテナンスサポーターの活動を終了したいので、社会基盤メンテナンスサポーター事業実施要領第 12 条第 2 項の規定により届け出ます。

差し障りがなければ、終了したい理由を記入してください。